

新版・技能検定学科試験問題解説集 NO.5 鉄筋施工

訂正のお知らせ

《お詫び》

本書の内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

●110ページ

【問71】 型枠の支保工の支柱には、木材を使用してはならない。

(誤) **解答と解説** ————— ○

「労働安全衛生規則」第237条（材料）では、「型枠支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない」とあり、また、同規則第238条（主要な部分の鋼材）で、型枠支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材は、同条で規定するJIS規格以外は使用してはならないとしている。

(正) **解答と解説** ————— ×

「労働安全衛生規則」第237条（材料）では、「型枠支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない」とあるが、同規則第242条（型枠支保工についての措置等）の10に、木材を支柱として用いる場合には同条で規定する条件を満たすよう定められており、木材を支柱として用いることを禁止してはいない。